

患者様へ

厚生労働省から発出された「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」に準じ、以下に該当する患者様の施術はできかねますのでご了承ください。

I. 発熱（37.5 度以上 かつ 呼吸器 症状 を有している。

II. 以下の（ア）（イ）（ウ）の 曝露歴のいずれかを満たす。

発症から 2 週間前以内に

（ア） 湖北省への渡航歴がある。

（イ） 「湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との濃厚接触がある。

（ウ） 新型コロナウイルス感染症であると確定したものと濃厚接触がある。

速やかに最寄りの保健所、または専門医療機関へ電話相談してください。